

日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー(JSPO-AT)資格取得・更新のための 一次救命処置資格に関するFAQ

日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー(以下、JSPO-AT)資格取得・更新時に、一次救命処置(Basic Life Support:以下、BLS)の保持を義務付けており、よくある質問と回答をお知らせします。

内容

Q1:日本赤十字社の場合、どの講習会が対象ですか？

Q2:消防署・庁の講習会の場合、どれを受講すればいいですか？

Q3:消防署・庁の普通救命講習を受講して救命技能認定証を発行してもらったのですが、有効期限が書いてありません。認めてもらえるのでしょうか？

Q4:BLS はいつ提出したらいいですか？

Q5:日本赤十字社や消防署・庁の講習会ではなく、ほかの団体の講習会について詳しいことを教えてください。

Q6:『一次救命処置資格 承認基準』に記載のない講習会に参加したのですが、JSPO-AT の資格更新に必要な BLS 資格として認めてもらえますか？

Q7:講習会を受講しましたが、認定証がまだ手元に届きません。受講証でもいいですか？ または後日コピーを送付することで認めていただけますか？

Q8:e ラーニングを含む講習会も認めてもらえますか？

Q1:日本赤十字社の場合、どの講習会が対象ですか？

A1: 「赤十字救急法基礎講習」(1日4時間程度の講習)や「救急員養成講習」が対象です。

【参考】[赤十字救急法について](#)

Q2:消防署・庁の講習会の場合、どれを受講すればいいですか？

A2: 普通救命講習や上級救命講習のうち、実技の実習が含まれ、その評価結果により発行される認定証にて資格有効期限が確認できる講習が対象となります。受講を希望される消防署・庁の情報を事前にご確認のうえ、ご受講ください。

Q3:消防署・庁の普通救命講習を受講して救命技能認定証を発行してもらったのですが、有効期限が書いてありません。認めてもらえるのでしょうか？

A3:認定証に再受講の目安が記載されている場合は、その日程を有効期限として確認いたします。

(例:「2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください」など)

また、各消防署・庁のホームページ上に有効期限や再受講の目安の記載がある場合、スクリーンショット等を併せてご提出いただくことで確認いたします。

上記のいずれにも当てはまらない(記載がない)場合は、有効期限がない資格として認定できない場合がございますので、講習会受講前に必ずご確認ください。

Q4:BLS はいつ提出したらいいですか？

A4:令和 8 年 3 月 31 日までに開催される更新研修を受講する場合、更新研修の種類により、以下のとおり提出時期は異なります。いずれにしても、更新研修受講時に有効な修了証または認定証を保有している必要がございます。

更新研修の種類	BLS 資格認定証提出時期	提出先
1 回の参加で資格更新の要件を満たす研修会 (学術集会等)	各学術集会等における出席 確認カードの提出締め切り日	JSPO
2 回の参加で資格更新の要件を満たす研修会 (JSPO-AT 連絡会議協議会が主催する研修等)	研修会参加時	実施団体へ 提示

なお、令和 8 年 4 月 1 日以降、更新登録要件の改定により BLS 資格認定証の提出時期が変更となり、資格更新に伴う認定予定日に有効な認定証を、有効期限の 6 か月前までに申請する必要があります。詳細は『[公認アスレティックトレーナー更新登録要件改定の手引き](#)』をご確認ください。

また、令和 8 年 4 月 1 日時点での期間が 4 年未満の場合、令和 8 年 3 月 31 日までの更新研修受講実績によって BLS の提出時期は異なります。

更新研修受講実績	MyJSPO 上 の表示※	BLS 資格認定証提出時期
現在の資格有効期間内において、 令和 8 年 3 月 31 日までに開催さ れる研修会を 1 回以上受講した実 績がある	「受講中」 または 「受講済」	更新研修受講時に確認済みのため、 当該期の更新に際しては申請不要
現在の資格有効期間内において、 未受講	「未受講」	未確認のため、資格更新に伴う認定予定日 に有効な認定証を、有効期限の 6 か月前ま でに申請

※MyJSPO 上への受講実績の反映は、研修会参加から 2 か月程度を要する場合があります。

Q5:日本赤十字社や消防署・庁の講習会ではなく、ほかの団体の講習会について詳しいことを教えてください。

A5: 各団体の講習会に関する詳細は、各団体に直接ご確認ください。

Q6:『一次救命処置資格 承認基準』に記載のない講習会に参加したのですが、JSPO-AT の資格
更新に必要な BLS 資格として認めてもらえますか？

A6: 基本的には、『一次救命処置資格 承認基準』に記載のない講習会は認めることができません。

但し、対象講習会の条件を全て満たす講習会があれば、認める場合もありますので別途ご相談ください。

Q7:講習会を受講しましたが、認定証がまだ手元に届きません。受講証でもいいですか？

または後日コピーを送付することで認めていただけますか？

A8:受講証では認めることはできません。必ず認定証が必要となります。

また、後日コピーやメールでの送付による確認は原則行いません。

認定証の発行には1ヶ月以上かかる場合もあります。また、定員がすぐにいっぱいになることがありますので計画的に受講するようにしてください。

Q8:e ラーニングを含む講習会も認めてもらえますか？

A8:e ラーニングを用いた講習会であっても、実施団体が実技評価の結果により普通救命講習と同等の認定を行っている場合は、更新研修の対象講習会としてお認めいたします。

最終更新日 令和8年1月28日